

# 淡路ふくろうの郷短期入所 運営規程

社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会

# 短期入所運営規程

淡路ふくろうの郷短期入所運営規程

(目的及び基本方針)

- 第 1条 この規程は、社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会が運営する指定短期入所生活介護老人福祉施設特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする
- 2 施設は、利用者の自己決定ならびに、希望・要望が反映された施設サービス計画に基づき、社会参加及び在宅における生活への可能性の追求を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力と必要に応じた自立した日常生活を営むことができるようすることを目指す
- 3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立つ指定短期入所生活介護福祉施設サービスの提供に努め、法人設立の理念である「人権」「共生」の発展をめざす
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、施設建設の母体団体をはじめ、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。そして市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める

(事業所の名称等)

- 第 2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする

- (1) 名 称：特別養護老人ホーム淡路ふくろうの郷  
(2) 所在地：兵庫県洲本市中川原町中川原字東山 28 番地 1

(利用定員)

- 第 3条 指定短期入所生活介護の利用定員は 10 名とする。ただし長期利用に空室が生じ、または災害その他やむをえない事情がある場合はこの限りでない
- 2 短期入所生活介護は原則としてユニット名・山において行う

(職員の区分及び定数)

- 第 4条 施設に次の員数の職員を置く

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) 施設長（管理者）    | 1名                  |
| (2) 事務長         | 1名                  |
| 事務員             | 2名以上                |
| (3) 生活相談員       | 1名以上                |
| (4) 生活援助員（介護職員） | 6名以上                |
| (5) 看護職員        | 3名以上                |
| (6) 機能訓練指導員     | 1名以上                |
| (7) 介護支援専門員     | 1名以上                |
| (8) 医師          | 1名以上 嘱託医・精神科・歯科専門外来 |
| (9) 栄養士（管理栄養士）  | 1名以上                |
| (10) 調理員        | 4名以上                |

- (11) 障害者生活支援員 1名以上
- (12) 管理宿直員 1名（2名以上）

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超える又はその他の職員をおくことができる

(職務)

第 5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。いずれも指定短期入所生活介護の職務を兼ねる

- (1) 施設長（管理者）

施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、事務長が施設長の職務を代行する。

- (2) 事務長・事務員

事務長は施設の運営管理事務、建物設備の管理事務、財務管理事務、人事管理事務、厚生福利事務及び各部署の連携・調整業務に従事する。また施設長が事故あるときは職務を代行する。

事務員は施設の庶務及び会計事務に従事する。

- (3) 生活相談員

利用者の生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務、関係機関との連携、ボランティア等地域対応に従事する。

- (4) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

- (5) 看護職員

利用者の診療の補助及び看護、保健衛生の業務に従事する。

- (6) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

- (7) 介護支援専門員

利用者の施設サービス計画の作成及び管理、家族や関係機関との連絡調整に関する業務に従事する。介護保険請求事務を統括する

- (8) 医師

利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

- (9) 管理栄養士・栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

- (10) 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

- (11) 障害者体制支援援助員

生活相談員、介護職員と連携し、コミュニケーション支援などの障害特性による援助業務に従事する。

- (12) 管理宿直

介護職員と連携し、利用者の巡視、緊急時の避難誘導、施設長が指定する箇所の安全と清潔・衛生に関する業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める

(勤務態勢の確保等)

第6条 施設は、利用者に適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める

2 施設は当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する

(短期入所生活介護の内容及び利用料など)

第7条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとし、長期利用サービスに準ずる。利用料の額は、介護報酬の告示の額とし、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 第11条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から当該利用者の自宅までについて、次の額を徴収する。

- (1) 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル15円の料金を加算
- (2) やむを得ない事情で高速道路など有料道路利用の場合は実費加算

3 その他の費用

施設は前項の支払いを受けるほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする

- (1) 滞在費 2,066円
- (2) 特別な室料 電気製品などの持ち込みはふくろうの郷に準ずる
- (3) 日常生活費・教養娯楽費 実費
- (4) 食費 朝食 384円 昼食 557円 夕食 504円

なお、食費について介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と合計食事金額とのどちらか低い額とする。

- (5) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴う必要な費用

なお、歓迎会・誕生会・敬老会などについての行事食は1食1575円

- (6) 理容・美容代 実費

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に関わるサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、契約書、重要事項説明書により、提供するサービスの内容、費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該サービスの内容及び費用の変更がある場合には、予め利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

(勤務態勢の確保等)

第8条 施設は、利用者に適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める

2 施設は当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

4 施設は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとし、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(緊急時等の対応)

第9条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関・洲本伊月病院等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる

(事故発生時の対応)

第10条 施設は短期入所生活介護を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、家族に連絡すると共に、速やかに主治の医師又は予め定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、洲本市、淡路市、南あわじ市とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第12条 施設は事前に利用者に対して職員の注意事項に従ってサービス提供を受けるよう指示・説明を行う

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る

(2) 特別養護老人ホームとの併設のため、利用者は互いに協力しあう

(非常災害対策)

第13条 施設は、防火管理について責任者を定め、非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める

(その他運営についての留意事項)

第15条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者

## 短期入所運営規程

又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる

- 2 施設長その他規則で定める職員は、暴力団員であってはならない。また、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ひょうご聴覚障害者福祉事業協会と施設管理者の協議によって定めるものとする

### 付則

#### (施行期間)

この規則は、平成18年4月1日から施行する

令和元年12月1日改正

令和7年4月1日改正